

「租税特別措置法施行令及び物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

本年 6 月 10 日に公布された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 35 号）の施行に伴う所要の規定の整理を行う政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背 景

地域の輸送資源のフル活用、共同化・協業化等を推進することで、「交通空白」等を解消し、持続可能な地域公共交通の実現を図るための「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 35 号。以下「改正法」という。）が、本年 6 月 10 日に公布されました。

今般、改正法の施行に伴う所要の規定の整理を行うための政令を制定します。

2. 概 要

改正法による地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の条項ずれに対応するため、次の政令について、所要の規定の整理を行います。

【改正対象政令】

- ① 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
- ② 物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成 17 年政令第 298 号）

3. スケジュール

公	布：令和 8 年 9 月 4 日（金）
施	行：改正法の施行の日（令和 8 年 10 月 16 日（金））

【問い合わせ先】

総合政策局 地域交通課 荒川、加藤

TEL: 03-5253-8111 (内線 54-808、54-815) 03-5253-8987 (直通)